(b)　締約国が、テトラブロモジフェニルエーテル及びペンタブロモジフェニルエーテルを一定の量又は濃度で含有する物品について、締約国の領域内において販売することが認められる量を超える輸出に結びつくこの適用除外を認めないこと。

(c)　締約国が、この適用除外を利用する意思を事務局に通告していること。

2　締約国会議は、その第六回通常会合及びその後は一回おきの通常会合において、物品に含有されるテトラブロモジフェニルエーテル及びペンタブロモジフェニルエーテルの廃絶という究極的な目的の達成に向けて締約国が遂げた進展を評価し、並びにこの個別の適用除外のための継続的な必要性を検討する。この個別の適用除外は、いかなる場合にも、遅くとも二千三十年までに効力を失う。

附属書B第一部の表に次のように加える。

	製造	使用
ペルフルオロオクタンスルホン酸（CAS番号一七六三―二三―一）、その塩（注）及びペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド（CAS番号三〇七―三五―七） 注　例えば、ペルフルオロオクタンスルホン酸ポタシウム（CAS番号二七九五―三九―三）、ペルフルオロオクタンスルホン酸リチウム（CAS番号二九四五七―二―五）、ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム（CAS番号二九〇八一―五六―九）、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム（CAS番号七〇二五―一四―八）、ペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム（CAS番号五六七七三―四二―三）、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム（CAS番号二五一〇九九―一六―八）	認めることのできる目的 使用の欄に掲げる使用のためにのみ用いられる他の化学物質の製造（ただし、第三部の規定に従うものとする。） 使用の欄に掲げる使用のための製造 個別の適用除外 登録簿に掲げる締約国について認めることのできるもの	認めることのできる目的 次に掲げる認めることのできる目的又は認めることのできる目的を伴う化学物質の製造における中間体（ただし、第三部の規定に従うものとする。） 写真用の感光材料 半導体用のフォトレジスト及び反射防止剤 化合物半導体及びセラミックフィルター用エッチング剤 航空機用の作動油 閉鎖系における金属めっき（硬質金属めっき） 特定の医療機器（例えば、エチレン・テトラフルオロエチレン共重合体（ETFE）層及びエックス線不透過ETFEの製造、CCDカラーフィルター）及び体外診断用医薬品 泡消化薬剤 ハキリアリ（アッタ種及びアクロミルメックス種）の防除に用いられる防虫剤 個別の適用除外 次に掲げる個別の使用又は個別の使用を伴う化学物質の製造における中間体 半導体及び産業用液晶ディスプレイ（LCD）産業用のフォトマスク	
		金属めっき（硬質金属めっき） 金属めっき（装飾用めっき） カラープリンター及びカラー複写機の電気部品及び電子部品 ヒアリ及びシロアリの防除に用いられる防虫剤 化学由来の石油採掘 カーペット 皮革及び衣類 繊維製品及び室内装飾品 紙及び包装用品 表面処理剤及びその調製添加剤 ゴム及びプラスチック

附属書B第二部の次に次の一部を加える。

第三部　ペルフルオロオクタンスルホン酸、その塩及びペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド

1　ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）、その塩及びペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド（PFOSF）の製造及び使用は、第一部の規定に従い、認めることのできる目的のためにこれらの化学物質を製造し又は使用する意思を事務局に通告した締約国以外のすべての締約国によって廃絶される。この条約により認めることのできる目的についての登録簿を作成し、公衆に利用可能にする。事務局は、同登録簿を保管する。同登録簿に掲げられていない締約国は、第一部に掲げる認めることのできる目的のためにPFOS、その塩又はPFOSFの使用を必要とすることを決定する場合には、その国名を同登録簿に直ちに追加するため、できる限り速やかに事務局に通告するものとする。

2　これらの化学物質を製造し又は使用する締約国は、適当な場合には、附属書C第五部に掲げる利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行に関する一般的な手引の関連規定に規定する指針を考慮する。

3　これらの化学物質を使用し又は製造する締約国は、四年ごとに、第十五条の規定に従い、締約国会議に対し、PFOS、その塩及びPFOSFを廃絶するために遂げた進展について報告し、並びにそのような進展についての情報を提出する。

4　締約国会議は、これらの化学物質の製造又は使用を減少させ、及び究極的に廃絶することを目標として、次のことを奨励する。

(a)　これらの化学物質を使用する締約国が、代替となる適切な物質又は手法が利用可能な場合には、これらの化学物質の使用を段階的に廃止する措置をとること。

(b)　これらの化学物質を使用し又は製造する締約国が、第七条に定める実施計画の一部としての行動計画を作成し、及び実施すること。

(c)　締約国が、その能力の範囲内で、これらの化学物質を使用する締約国のため、代替となる安全な化学製品及び非化学製品、処理、手法並びに戦略であってこれらの化学物質を使用する締約国の状況に適しているものに関する研究及び開発を促進すること。代替案又は代替案の組合せを検討するときに特に考慮すべき要素には、そのような代替案に係る人の健康に対する危険性及び環境に及ぼす影響を含む。